

発議第 7号

「消費税 10%」実施の中止を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

平成27年9月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真

〃 〃 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 小梅 洋子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

「消費税 10%」実施の中止を求める意見書

内閣府が発表した今年4～6月期の国内総生産(GDP)の速報値によれば、前期に比べた伸び率は物価変動を除いた実質で0.4%減、このまま1年間続くとした年率換算では1.6%減で、日本経済が再びマイナス成長に転落したことが明らかになった。

日本経済は昨年4月、安倍政権が消費税の税率を5%から8%に引き上げて以降、消費が急速に落ち込み、実質GDPは昨年4～6月期、7～9月期とマイナス成長を続けた。今回三四半期ぶりのマイナス成長となったのは、日本経済が受けた打撃の深刻さを、改めて浮き彫りにした。

GDPの約6割を占める個人消費の低迷が、マイナス成長の大きな原因である。個人消費は、消費税の増税だけでなく、賃金が増えず、物価が上がり、実質所得が伸びていないことによるものである。内閣府が発表した「経済財政白書」も、消費税増税による消費の後退に加え、名目賃金が伸び悩む一方、消費者物価が上昇したことで雇用者所得がマイナスになり、消費が抑えられていることを、回復の遅れの原因だと指摘している。

消費税増税を強行し、日本経済を土台から破壊している安倍政権の責任は重大である。にもかかわらず、再来年(2017年)4月からの消費税増税を推進しようとしている。

よって、大企業中心の「アベノミクス」ではなく、国民の暮らし最優先で、経済と財政を立て直すために、消費税増税を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月14日

北海道江差町議会議員 打越 東亜夫